令和3年9月22日

成人式のあり方について ~令和4年度以降も20歳の方を対象に式典を開催します~

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引下げられます。現在、本市では20歳の方を対象に、成人の日(1月の第2月曜日)前日の日曜日に成人式を開催していますが、市民の皆様のご意見や開催の意義などを検討した結果、成年年齢が18歳に引下げられた後の「成人式」のあり方について、下記のとおりとします。

記

- 1 対象年齢20歳の方を対象とします。
- 2 開催日 成人の日(1月の第2月曜日)前日の日曜日とします。
- 3 式典の名称等 式典の名称や開催方法等は、今後決定次第お知らせします。

4 18歳の方への対応

成人となる18歳の方に対しては、成人の日に市公式ホームページ等でお祝いのメッセージを発出します。 なお、 令和4年度のみ19歳の方にも発出します。

<対象年齢を20歳に決定した主な理由>

- (1) これまで20歳の方を対象に長い間実施されており、地域や市民にも広く定着している。
- (2) 20歳が大学生や社会人として一定の経験を積み、成人としての自覚を持つ時期であり、また、帰省や友人との再会の機会として開催することで、式典がより意義深いものとなる。
- (3)対象を18歳とした場合、多くの方が大学受験や就職活動の時期と重なり、本人や保護者の負担が大きくなることが懸念される。

担当:生涯学習課生涯学習係 課長 長南 係長 丹治 電話 024-525-3783(直通)